

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 12 月 22 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500439号
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第1500005号

第1 結論

昭和41年4月1日から昭和48年7月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年4月1日から昭和48年7月1日まで

支給済期間 : ① 昭和41年4月1日から昭和42年2月1日まで
② 昭和42年2月1日から昭和46年6月1日まで
③ 昭和46年6月17日から昭和48年7月1日まで

A銀行(現在は、B銀行)C支店を退職したときに、退職金の手続をした記憶はあるが、脱退手当金に関しては請求書等に署名、記入した記憶がない。会社の庶務担当者に脱退手当金を請求する意思の有無を確認された記憶もない。平成18年、D社会保険事務所(当時)に、年金記録の確認と年金相談のため来訪したところ、厚生年金保険被保険者証に「脱48.12.15E地区」と押印をされた。私が脱退手当金を受け取ったという書類等があれば示してほしい。当該記録には納得がいかないので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、請求者が現在も保管している被保険者証には、当該表示が確認できる。

また、請求者に係る厚生年金保険被保険者原票(平成4年以前にマイクロフィルム化)には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示があり、当該表示は、上記被保険者証に押印されている「脱48.12.15E地区」と同一であることが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、厚生年金保険資格喪失日から約5か月半後の昭和48年12月26日に支給決定されているなど、A銀行C支

店を管轄していたE社会保険事務所（当時）において、一連の事務処理は適切に行われたものと考えられる。

加えて、請求者から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500470号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500206号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年2月
② 平成20年2月

請求期間において、A社(勤務地はB市)に期間従業員として勤務し、賞与又は慰労金を支給された記憶があるが、厚生年金保険の記録がない。調査の上、当該賞与又は慰労金を標準賞与額として記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C銀行から提出された請求者の取引明細表により、請求期間①及び②に給与と合わせて、A社から請求者に賞与又は慰労金が支給されたことが推認できる。

また、A社から提出された請求者の慰労金が記録されたデータにより、請求期間①において同社から請求者に契約期間満了に伴う慰労金が支給されていたことが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、請求期間①及び②当時、期間従業員には賞与を支給しておらず、契約期間満了に伴う慰労金は支給していたが、当該慰労金からは厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

さらに、D健康保険組合は、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録はない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500534号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500204号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年6月

請求期間において、A社(勤務地はB市)に期間従業員として勤務し、約50万円の賞与又は慰労金を支給された記憶はあるが、厚生年金保険の記録がない。調査の上、当該賞与又は慰労金を標準賞与額として記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C銀行から提出された請求者の預金取引明細表及び請求者の陳述から判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日(平成18年7月1日)より後の平成18年7月10日に、A社から請求者に給与とは別に賞与又は慰労金が支給されたことが推認できる。

しかしながら、A社の事業主は、請求期間当時、期間従業員には賞与を支給しておらず、契約期間満了に伴う慰労金は支給していたが、当該慰労金からは厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

また、D町から提出された「平成19年度賦課資料(所得照会書)についての回答書」からは、請求期間の賞与又は慰労金に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、E健康保険組合は、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録はない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500535号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500205号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年6月

A社(勤務地はB市)に期間従業員として平成18年5月入社し、請求期間において、賞与又は慰労金が支給され、厚生年金保険料が控除された記憶はあるが、厚生年金保険の記録がない。調査の上、当該賞与又は慰労金を標準賞与額として記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社のB工場において平成18年5月から期間従業員として勤務し、請求期間に賞与又は慰労金が支給され、厚生年金保険料が控除されたと主張している。

しかしながら、A社の事業主は、請求期間当時、期間従業員には賞与を支給しておらず、契約期間満了に伴う慰労金は支給していたが、当該慰労金からは厚生年金保険料を控除していない旨回答しており、同社のB工場の総務担当者は、入社後1、2か月の期間従業員に慰労金を支給することはない旨陳述している。

また、C町から提出された「平成19年度所得証明書」からは、請求期間の賞与又は慰労金に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

さらに、D健康保険組合は、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録はない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。